

岩手県告示第360号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成24年9月1日
- 2 申請期間 平成24年5月11日から同年7月20日まで
- 3 存続期間 平成24年9月1日から平成25年8月31日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 一区第240号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先（浪板）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第401号の1 上閉伊郡大槌町吉里吉里滝の沢の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として327度1,425メートルの点

イ点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として0度30分2,400メートルの点

ウ点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として14度30分1,830メートルの点

エ点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として83度10分1,320メートルの点

オ点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として95度30分760メートルの点

カ点 基点第401号の1から方位標を見通した線を基準として95度30分270メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

- 3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点並びにアとイ及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては、赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第241号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第408号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第405号 上閉伊郡大槌町吉里吉里金ヶ崎突端の標識

基点第408号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

方位標 1 基点第401-1号（上閉伊郡大槌町吉里吉里滝の沢の標識）

方位標 2 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第405号から方位標 1 を見通した線を基準として248度365メートルの点

イ点 基点第405号から方位標 1 を見通した線を基準として275度7分458メートルの点

ウ点 基点第405号から方位標 1 を見通した線を基準として281度25分475メートルの点

エ点 基点第405号から方位標 1 を見通した線を基準として304度55分430メートルの点

オ点 基点第405号から方位標 1 を見通した線を基準として14度55分375メートルの点

カ点 基点第408号から方位標 2 を見通した線を基準として251度480メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に、夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第242号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第411号の2 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先野島南側沼口の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として349度465メートルの点

イ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として5度30分870メートルの点

ウ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として25度30分1,150メートルの点

エ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として60度910メートルの点

オ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として60度200メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2メー

ル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第243号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜地先（湾北部）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第411号の1 上閉伊郡大槌町赤浜筋（田中山登り口）の標識

基点第411号の3 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先毛無島北端の標識

基点第413号 上閉伊郡大槌町赤浜南蔭川口の標識

基点第413号の1 上閉伊郡大槌町赤浜長柵東鼻の標識

基点第414号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

方位標1 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

方位標2 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第411号の3から方位標1を見通した線を基準として69度135メートルの点

イ点 基点第411号の3から方位標1を見通した線を基準として69度610メートルの点

ウ点 基点第411号の1から方位標1を見通した線を基準として86度900メートルの点

エ点 基点第413号の1から方位標2を見通した線を基準として2度820メートルの点

オ点 基点第413号の1から方位標2を見通した線を基準として41度10分665メートルの点

カ点 基点第414号から方位標2を見通した線を基準として64度30分350メートルの点

キ点 基点第414号から方位標2を見通した線を基準として64度30分50メートルの点

ク点 基点第413号の1から方位標2を見通した線を基準として337度300メートルの点

ケ点 基点第413号から方位標2を見通した線を基準として350度30分415メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第244号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃

	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先（大蔵松）

(3) 漁場の区域 次の基点第414号、ア、イ、ウ、エ及び基点第416号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第414号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

基点第416号 上閉伊郡大槌町赤浜七戻鼻の標識

方位標 1 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

方位標 2 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第414号から方位標 1 を見通した線を基準として64度30分350メートルの点

イ点 基点第416号から方位標 2 を見通した線を基準として265度32分295メートルの点

ウ点 基点第416号から方位標 2 を見通した線を基準として330度31分442メートルの点

エ点 基点第416号から方位標 2 を見通した線を基準として 8度19分385メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第245号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先（赤浜前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第416号 上閉伊郡大槌町赤浜七戻鼻の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第416号から方位標を見通した線を基準として358度53分660メートルの点

イ点 基点第416号から方位標を見通した線を基準として0度10分700メートルの点

ウ点 基点第416号から方位標を見通した線を基準として5度47分798メートルの点

エ点 基点第416号から方位標を見通した線を基準として20度28分696メートルの点

オ点 基点第416号から方位標を見通した線を基準として29度26分523メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町安渡地先（組合前）

(3) 漁場の区域 次の基点第422号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点第425号及び基点第424号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第422号 上閉伊郡大槌町大槌漁港坊主島防波堤突端の標識

基点第424号 釜石市片岸町かも鼻の標識

基点第425号 釜石市片岸町地先雀島の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として311度43分752メートルの点

イ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として345度1分836メートルの点

ウ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として13度14分1,059メートルの点

エ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として22度26分944メートルの点

オ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として22度58分732メートルの点

カ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として33度3分617メートルの点

キ点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として28度19分520メートルの点

ク点 基点第425号から方位標を見通した線を基準として46度30分450メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里を除く。）

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設に、夜間は黄色標識灯（ア、イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては、緑色標識灯）を、昼間は標識物標を、それぞれ海面から2.5メートル以上の高さに設置しなければならない。